

資料 1



教高指第1992号
令和3年2月4日

各県立学校長様

埼玉県教育委員会教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の期間延長に 伴う県立学校の対応について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和3年2月2日、国は一都三県を含む10都府県を対象に緊急事態宣言を3月7日まで延長することを決定しました。これに基づき、本県では2月3日に新型感染症専門家会議、2月4日に新型コロナウイルス対策本部会議が開かれ、「緊急事態宣言の期間延長に伴う教育関係の対応」（別添資料1）が決定されたところです。

つきましては、このことを踏まえ、下記のとおり対応願います。

記

1 学校運営の基本方針について

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

なお、具体的な対応については、令和3年1月7日付け教高指第1826号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う県立学校の対応について（通知）」（別添資料2）及び令和3年1月13日付け「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン Ver. 5」を引き続き参照すること。ただし、卒業式については、併せて3を参照すること。

2 期間

令和3年3月7日（日）まで

3 令和2年度卒業式について

緊急事態宣言の期間にかかわらず、以下の留意点を踏まえ、実施すること。

- (1) 感染防止対策を徹底すること（マスクの着用や会場の換気等）。
- (2) 発熱等の風邪症状がみられる場合、家庭内に体調不良者がいる場合には参加をしないよう徹底すること。

- (3) 参加者の座席の間隔については、少なくとも1席分のスペースを空けること。
- ア 在校生は参加させないこと。ただし、式の進行に必要な在校生の代表のみ参加を可とする。
- イ 来賓は原則として招待しないこと。
- ウ 保護者が参加する場合については、児童生徒一人につき保護者1名までとすること。その際、座席を指定するなど、着席位置を把握できるようすること。
- エ 特別支援学校においては、児童生徒の状況に十分配慮して実施すること。
- (4) 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること。
- (5) 国歌斉唱については、式次第に位置付けた上で、飛沫感染防止の観点から、歌唱は控えること。(校歌斉唱等も同様に扱うこと。)
- (6) 卒業式後の集まりや会食を自粛すること。

4 令和3年度埼玉県公立高等学校入学者選抜等について 感染防止対策を徹底した上で予定通り実施すること。

5 送付資料

- (1) 令和3年2月4日開催 新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料（抜粋）
「緊急事態宣言の期間延長に伴う教育関係の対応」
- (2) 令和3年1月7日付け 教高指第1826号（写し）
「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う県立学校の対応について（通知）」

【感染防止対策に関すること】

担当 保健体育課 健康教育・学校安全担当
電話 048-830-6963

【体育の授業・運動部に関すること】

担当 保健体育課 学校体育担当
電話 048-830-6947

【高等学校入学者選抜に関すること】

担当 高校教育指導課 学びの改革担当
電話 048-830-6766

【学習指導・文化部に関すること】

担当 高校教育指導課 教育課程担当
電話 048-830-7391

【特別支援学校に関すること】

担当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当
電話 048-830-6886

緊急事態宣言の期間延長に伴う教育関係の対応

1. 学校における対応

県立学校における学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら、引き続き教育活動を継続する

① 感染予防の更なる徹底

- ▶ 健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）
- ▶ 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- ▶ 授業等における合唱・調理実習等の中止
- ▶ オンライン学習の活用
- ▶ 食事中の会話禁止（会話は食事後にマスクを付けてから）

② 登下校時の3密の回避

- ▶ 電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、原則として、始業時刻の繰り下げや短縮授業等の実施

③ 部活動の中止

- ▶ 部活動を原則中止

④ 修学旅行等学校行事

- ▶ 修学旅行等は、目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、中止または延期を含め、実施の可否を判断

⑤ 卒業式	▶ 卒業生、教職員、保護者(1名まで)で規模を縮小して実施
	※特別支援学校においては、児童生徒の状況に十分配慮して実施

卒業式後の集まりや会食の自粛

2. 家庭における対応

⑥ 家庭へのお願い

- ▶ 規則正しい生活習慣の徹底
- ▶ (体調不良の際は登校しない・させない)
- ▶ 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- ▶ 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅
- ▶ 会食等の自粛

3. 市町村への要請

① 感染予防の更なる徹底

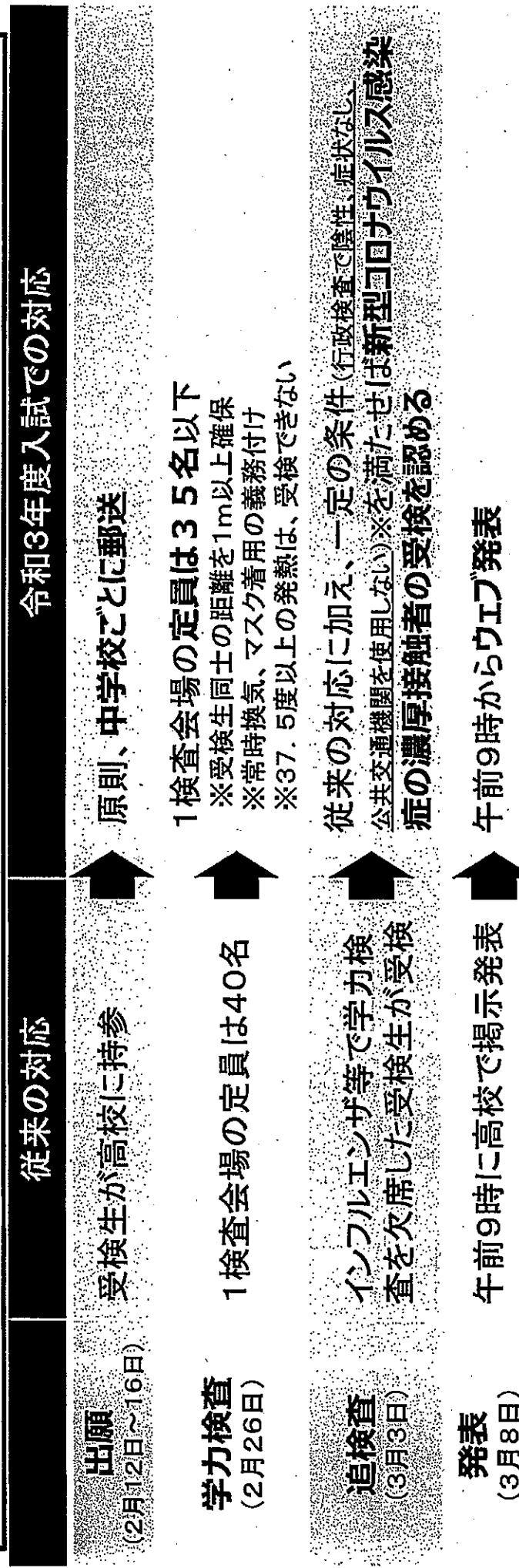
- ④ 修学旅行等学校行事
- ⑤ 卒業式

⑥ 家庭へのお願い

- ※学校規模や地域の感染状況等を踏まえて取り組むよう要請
- ※部活動については、感染リスクの高い活動の制限及び
感染防止策の徹底について市町村教育委員会に要請

令和3年度埼玉県公立高等学校入学者選抜

県公立高校入試は感染防止対策を徹底したうえで予定通り実施



資料 2

教高指第1826号
令和3年1月7日

写

各県立学校長様

埼玉県教育委員会教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う 県立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染者の急激な増加を受け、令和3年1月7日に1都3県に対し緊急事態宣言が発令されました。

同日、県の新型コロナウイルス対策本部会議が開かれ、「県立学校における学校運営の基本方針」及び「学校における対応」（別添資料1「緊急事態宣言に伴う教育関係の対応」）が決定されました。

つきましては、このことを踏まえ、下記のとおり対応願います。

なお、今後発出される国の通知や下記の内容を含めて「通常登校におけるガイドラインVer. 4」を改訂する予定であることを申し添えます。

記

1 県立学校における学校運営の基本方針

「感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続する」

2 期間

令和3年2月7日（日）まで

3 緊急事態宣言中の対応

（1）感染予防の更なる徹底

ア 健康観察の徹底

日々の健康状態を確認するため、検温・健康観察を徹底すること。また、発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校させないこと。

イ 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施

手洗い及びマスクの着用を徹底すること。また、常時換気を徹底すること。（常時換気が難しい場合には、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開にすること。）

ウ 授業等における合唱・調理実習等の中止

感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動（合唱、調理実習等）は実施しないこと。

エ オンライン学習の活用

学校全体や学年単位での臨時休業の他、学級閉鎖や一部の生徒が出席停止になるなど、様々な状況があることを想定し、オンライン学習の活用について準備を進めること。また、活用が可能な学校においては、活用を開始すること。

オ 食事中の会話禁止

食事中の会話は禁止とし、会話は食事後にマスクを着用してから行うよう指導すること。

(2) 登下校時の3密の回避等

ア 県立中学校・高等学校については、電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、生徒の通学方法等、学校の実情に応じて、始業時刻の繰り下げを行うこと。

イ 上記アを実施した場合、必要に応じて短縮授業を行うこと。

ウ 県立特別支援学校の職業学科及び高校内分校については、上記ア及びイと同様の対応を行うこと。また、県立特別支援学校の職業学科及び高校内分校以外の県立特別支援学校において、公共交通機関を利用している児童生徒については、地域や学校の状況、障害の実態を踏まえて対応すること。

エ 登下校時は、飲食等をせずに速やかに移動するよう指導すること。

(3) 部活動の中止

ア 部活動を原則中止すること。

イ 別添資料2に掲げる対外運動競技大会等に出場する場合は、その日から起算して14日前から活動を認める。

ウ 上記イにより活動する場合であっても、県の部活動方針を厳守の上、他校との合同練習等は行わないこと。ただし、大会等に合同チームで参加する場合は、必要最低限の機会に限り、合同チームでの活動を認める。

(4) 修学旅行等学校行事

修学旅行等は、目的地等の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、中止または延期を含め、実施の可否を判断すること。

(5) 家庭へのお願い

下記の内容について保護者等に協力を依頼すること。

ア 規則正しい生活習慣の徹底（健康観察を含む）

イ 発熱等の風邪症状がみられる場合や、家庭内に体調不良者がいる場合は登校させないこと

ウ 基本的感染防止対策の徹底（3密の回避、正しい手洗い、マスクの着用）

エ 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅

オ 児童生徒のみの会食等の自粛

(6) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

合理的な理由があると校長が判断する場合には、欠席とせず、出席停止とするなど柔軟な取り扱いをすること。

4 その他

県立中学校・県立高等学校・県立特別支援学校の入学者選抜等については、感染防止対策を徹底し、実施する。

5 添付資料

(1) 令和3年1月7日開催 新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料（抜粋）

「緊急事態宣言に伴う教育関係の対応」

(2) 対外運動競技大会等一覧

【感染防止対策に関すること】

担当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電話 048-830-6963

【体育の授業・運動部に関すること】

担当 保健体育課 学校体育担当

電話 048-830-6947

【学習指導・文化部に関すること】

担当 高校教育指導課 教育課程担当

電話 048-830-7391

【特別支援学校に関すること】

担当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

電話 048-830-6886

緊急事態宣言に伴う教育関係の対応

①

県立学校における学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続する

【学校における対応】

① 感染予防の更なる徹底

- 健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- 授業等における合唱・調理実習等の中止
- オンライン学習の活用
- 食事中の会話禁止（会話は食事後にマスクを付けてから）

緊急事態宣言に伴う教育関係の対応

②

② 登下校時の3密の回避

- 電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、原則として、始業時刻の繰り下げや短縮授業等の実施

③ 部活動の中止

- 部活動を原則中止

*感染リスクの高い活動の制限及び感染防止策の徹底について市町村教育委員会に要請

④ 修学旅行等学校行事

- 修学旅行等は、目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、中止または延期を含め実施の可否を判断

【家庭における対応】

⑤ 家庭へのお願い

- 規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅
- 生徒のみの会食等の自粛

※①④⑤については、市町村立小・中学校等における対応を市町村教育委員会に要請

資料2

対外運動競技大会等一覧

1 運動競技

(1) 高等学校関係

- ア 全国高等学校総合体育大会（全国高校野球大会を含む）
- イ 県学校総合体育大会県大会
- ウ 関東高等学校体育大会（関東高校野球大会を含む）
- エ 県民総合体育大会（兼高等学校新入大会）
- オ 全国高等学校選抜等大会（全国高校選抜野球大会を含む）
- カ 関東高等学校選抜等大会
- キ 地区高等学校体育大会
- ク 全国定時制通信制体育大会
- ケ 県定時制通信制総合体育大会
- コ 県民総合体育大会（定時制通信制の部）
- サ 定時制通信制新入大会

(2) 中学校関係

- ア 全国中学校体育大会
- イ 関東中学校体育大会
- ウ 学校総合体育大会県大会（中学校の部）
- エ 通信陸上競技県大会
- オ 県民総合体育大会（中学校の部）
- カ 新入大会県大会

(3) 國民体育大会少年の部（関東ブロック大会・県予選会を含む）

2 コンクール等

(1) 家庭クラブ関係

- 全国高等学校家庭クラブ研究発表大会

(2) 農業クラブ関係

- ア 全日本農業クラブ大会
- イ 関東地区学校農業クラブ大会

(3) 音楽コンクール関係

- ア 埼玉県合唱祭（吹奏楽を含む。）
- イ NHK音楽コンクール
- ウ 全日本合唱コンクール
- エ 全日本吹奏楽コンクール
- オ 埼玉県音楽祭

(4) 演劇コンクール関係

- ア 埼玉県高校演劇中央発表会
- イ 全国高等学校演劇コンクール
- ウ 埼玉県高等学校英語劇発表会
- エ 中学校英語劇発表会

(5) 弁論大会等関係

- 埼玉県高等学校英語弁論大会

※ 教員特殊業務手当の支給対象となり、特業出張が認められる大会等に限る。